

立川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 11 月 29 日

提出者 立川市長 清 水 庄 平

理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）の施行による。

立川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

立川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年立川市条例第27号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
（職員の一般的要件） 第8条 家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、原則として児童福祉事業の理論及び実際について訓練を<u>受けたもの</u>でなければならない。 （職員） 第23条 ……略…… 2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に<u>定める</u>家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号に<u>該当するもの</u>とする。 (1) ……略…… (2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者 3 ……略…… （居宅訪問型保育連携施設） 第40条 居宅訪問型保育事業者は、第37条第1号に<u>定める</u>乳幼児に対する保育を行う場合は、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切かつ専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（法第42条に規定する障害児入所施設を	（職員の一般的要件） 第8条 家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、原則として児童福祉事業の理論及び実際について訓練を<u>受けた者</u>でなければならない。 （職員） 第23条 ……略…… 2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に<u>規定する</u>家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号に<u>該当する者</u>とする。 (1) ……略…… (2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者 3 ……略…… （居宅訪問型保育連携施設） 第40条 居宅訪問型保育事業者は、第37条第1号に<u>規定する</u>乳幼児に対する保育を行う場合は、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切かつ専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（法第42条に規定する障害児入所施設を

いう。)その他の市長の指定する施設を適切に確保しなければならない。

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に定める事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

をいう。)その他の市長の指定する施設を適切に確保しなければならない。

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。